

第3回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成30年7月4日（水曜日） 午後2時00分～

場 所 春日住民センター 1階 大会議室

出席者 坂谷 高義 大野 亮祐 上村 行男 吉住 孝信 田中 延重
内堀 恭子 中塚 達子 吉見 温美 亀井 敏数 佐中 拓夫
近藤 寛 和田 克昭 津田 正夫

欠席者 中道知代子 岩見 裕美 細見 博美 大槻 祥三

事務局 近藤利明建設部長、義積浩明下水道課長、西山健吾副課長兼経営管理係長、
和久明一工務係長、青木一典施設管理係長、荻野佐和子主幹、柳瀬理香子主事

傍聴者 なし

1. 開会

(事務局) それでは、ご案内しておりました時間がまいりましたので、ただいまから「第3回丹波市下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。

本日は何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本日司会進行いたします下水道課長の義積と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会長より一言、ご挨拶を頂戴したいと思います。

坂谷会長お願いいたします。

2. 会長あいさつ

(会長) 皆様こんにちは。本日は第3回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様には、公私それぞれお忙しいところ、お繰り合わせご出席いただきありがとうございます。

さて、3月末に第2回を開催しましてから、時間がたちましたが、本日第3回の審議会を開催いたします。今回は、自治会長会、消費者協議会の役員改選に伴いまして、新たに4名の委員をお迎えして審議していきたいと思っております。

今回は市長から諮問のありました、「丹波市下水道使用料のあり方について」審議していただきます。委員の皆様にはご質問やご意見を頂戴しながら、進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

(事務局) ありがとうございました。次に、当審議会に、推薦団体の役員改選に伴い丹波市自治会長会から3名、丹波市消費者協議会から1名、新しく審議委員さんにお世話になります。新しくお世話になります委員様のご紹介をさせていただきます。

丹波市自治会長会からご推薦いただきました、氷上地域から幸世自治振興会会長の上村行男様です。

《委員自己紹介》

続きまして、春日地域から、黒井地区自治会長会会長の吉住孝信様です。

《委員自己紹介》

続きまして、山南地域から、小川地区自治振興会会長の田中延重様です。

《委員自己紹介》

次に、丹波市消費者協議会からご推薦いただきました、山南地域から中塚達子様です。

《委員自己紹介》

(事務局) ありがとうございました。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いします。

なお、本日、中道委員様、岩見委員様、大槻委員様には、都合により欠席される旨ご連絡を承っております。細見様については現在連絡をとっております。

次に、審議会に出席させていただく事務局職員の紹介をさせていただきます。

《事務局職員自己紹介》

(事務局) 続きまして、本日の資料を確認させていただきたいと思います。

《資料確認》

(事務局) 以上の資料となっております。不足資料等がございましたら議事に入ります前にお申し出ください。

4. 市長あいさつ

(事務局) それでは、市長あいさつでございますが、本日、市長、副市長が公務のため欠席させていただいております。開会にあたりまして建設部長近藤からごあいさつ申し上げます。

(近藤部長) 委員の皆様におかれましては、それぞれ公私ご多忙の中を第3回下水道事業運営審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

下水道事業の平成29年度の会計決算も公営企業会計ですから一般会計より先に決算審査を終えたところでございます。決算状況につきましてはこの後、事務局よりご説明申し上げますが、おかげをもちまして今年度の純利益1,400万円を計上することができたところでございます。

しかしながら、未だに500億円という巨大な固定資産と約270億円という企業債の残高を有しておりまして、今後老朽化します資産の維持管理また、過去の借入れの元利償還金といったものが依然として大きな負担となっております。一方で、主な財源であります下水道使用料につきましては人口減少、使用水量が減っている中ではありますが、約11億4,600万円と昨年度より約550万円、収入が増えております。これはやはり核世帯が増えまして世帯数が丹波市内でも大きく増えております。そのため、基本使用料が大きく伸びたというところで増加したのではないかと考えておるところでございますが、ただ、使用料収入もピークを迎えておりまして、今後は減少していくものと予測しておるところでございます。そこで下水道経営の健全化に向けまして、水処理の効率化を進めようと本年度より市内3処理区で統廃合事業に着手することができるようになりました。

また、並行しましてこの審議会におきまして主な財源であります下水道使用料の見直しをこの1年をかけましてご審議いただくこととなっておりますが、下水道事業の安定経営を行う上では大変重要となっております。また、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

5. 副会長の選出

(事務局) それでは、ここからは坂谷会長に進行をお願いしたいと思います。坂谷会長ど

うぞよろしくお願いいたします。

(会長) それでは次第の5番目、副会長の選出に移ります。大西副会長が任期途中ですが、推薦団体の任期満了に伴い交代されました。これに伴いまして新たに副会長の選出をお願いしたいと思います。「丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例」第3条第3項に基づき会長、副会長を互選していただくことと規定されておりますが、選出について皆様のご意見をお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。どのように選出いたしましょうか。

(委員) これまでどおりの選出方法でよいのではないか。

(会長) 大野委員から意見がありました通り、大西副会長の推薦団体であった丹波市消費者協議会からの選出でよいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それではここで相談の時間を取りたいと思います。5分ほど別室で協議ください。

《協議中》

(会長) それでは選出の報告をしていただきます。

《内堀委員を副会長に選出》

(会長) ただいま副会長に内堀委員が選出されました。前の席に移動をお願いします。

6. 議事

(会長) それでは、議事を進めさせていただきます。

(1) 「下水道使用料のあり方について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。本日は丹波市下水道事業の経営状況や使用水量、使用者の状況、現在の下水道使用料の料金算定などといったところの説明をいただき、情報を共有できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(1) 下水道使用料のあり方について

(事務局) それでは、丹波市下水道使用料のあり方についての第2回審議資料に基づいて

西山からご説明させていただきます。

それでは、目次をご覧ください。

本日は、下水道事業の決算と経営状況、水量や接続件数などの推移について、項目 1 から 3 でご説明申し上げます。それから項目 4 料金改定についてといことで、下水道使用料はどのように決まるのかの説明と現行の料金につきまして、合併以後平成 19 年頃から当審議会で審議をされまして、平成 21 年度に答申を受けまして料金改をしております。その当時の料金設定と賦課の考え方を説明させていただきます。それから項目 5 生活保護減免制度としまして、下水道使用料については減免制度がございまして、生活保護法による生活扶助を受けられている方に対して減免をしております。その状況や今後についてご説明したいと考えております。最後にまとめとしまして、次回以降に審議していただく課題をまとめさせていただきます。

それでは資料 1 ページをご覧ください。

ここでは、決算状況について記載をしております。(1)収益的収支ですが、税抜で表示しております。期間の経営成績を示す損益計算書で表されるものです。

平成 27 年度から平成 29 年度の過去 3 カ年の損益状況を掲載しております、ここ 3 カ年の損益状況につきましては、平 29 年度は、1,442 万 4 千円の黒字となりました。平成 28 年度は 1,410 万 2 千円の黒字を確保しております。平成 27 年度は 2 億 664 万 9 千円の赤字でした。平成 27 年度から損益状況や貸借対照表といった複式簿記での経理方法に変わっておりまして、初年度につきましては約 2 億の赤字を出し、その後約 1,400 万円ずつの黒字となっている状況です。

上から 3 行目下水道使用料を見てください。下水道使用料収入につきましては、11 億 3 千万から 4 千万円台で推移し、微増傾向となっております。その他の経費につきましては参考にご確認いただけたらと思います。

次に 2 ページをご覧ください。

(2)資本的収支予算になります。こちらは、施設の整備や改修にかかる建設改良費やその財源となる企業債の償還にかかる予算となっております。

こちらでも過去 3 カ年の状況を示しており、収入が 15 億円台から 18 億円台と事業費の多寡に応じ増減しております。支出は 22 億円台から 25 億円台となっており、差引しますと支出が上回り不足額が生じております。

収入の主な内容については、他会計補助金として一般会計からの繰入金全体の半分を占めております。これにつきましては国が定めた基準に基づき繰り入れていただいております。それから新たな借金である企業債は全体の 4 割程度となっております。支出は企業債償還金が全体の 8 割以上を占めており、収支差引ではグラフの黄色、毎年度 7

億円前後の不足額が生じている状況です。

続いてその下、(3)資金収支の状況です。こちらについても過去3カ年を示しております。5億3千万円台から4億5千万円台と資金は増加しております。先ほど6億から7億円不足すると申しましたが、これは(1)収益的収支予算の中に減価償却費がございまして、現金を出さずに費用化するものです。それに営業外収益の中の長期前受金戻入があり、それを差し引いた残りが内部留保資金として貯まっていきます。これを(2)資本的収支の不足額に充当しています。残りが資金として貯まっていくといった会計でございます。資金収支、お金については、約5億円ずつ貯まっている状況です。これは将来的な施設の改築、更新等の財源にもなりますので、お金があるから使用料を安くするといった議論にはなりません。

続きまして3ページをご覧ください。

2. 経営状況の推移についての説明に移ります。

2-1 経費回収率の推移についてです。

これは、汚水処理費を下水道使用料でどのくらい賄っているのかをみる指標です。平成29年度では、1m³あたり199円45銭の使用料をいただいております。汚水処理費は205円52銭かかっております。1m³あたり6円7銭のマイナスとなっており、経費回収率は97.1%という状況です。全て使用料で賄う100%が目標であります。平成27年度と比較し伸びてきております。

次に4ページ、2-2一般会計繰入金の推移についてです。

ここでは、収入において一番大きな財源である一般会計繰入金の年度別状況を挙げております。3条、4条という書き方をしておりますが、先ほどの(1)収益的収支が3条、(2)資本的収支が4条です。こちらの状況を特別会計の時からのものを載せております。平成29年度では、19億7千万円を収入しておりますが、年々減少傾向にあります。法適用前の平成26年度と比較して約5億円減少し、率にして約20%減少しました。一般的に法適用をしますと、対象経費が変わりますので減額になると言われています。今後も減少傾向が続くということで、会計としては厳しい状況であり、推移は注視していきたいので挙げておきました。

それから下の2-3企業債償還金償還額及び年度末残高の推移についてです。

こちらは、支出における大きな割合を占める企業債償還金の償還額及び年度末残高の年度別の状況をグラフにしております。法適用後の平成27年度以降は、毎年度6億から7億円を新規に借り入れ、20億円超を償還し、概ね14億円程度企業債残高は減少しています。平成25年度末には約330億円の残高があったものが、平成29年度末で269億円まで減少しております。

次に5ページから8ページになります。

2－4経営分析についてです。こちらは経営分析を行うための指標を載せております。

この指標は公共、特環、農集、コミプラといった事業別になっております。国が全国的に事業単位で決算状況を調査しており、合算での指標ができないもので、分けさせていただいております。全国の自治体と比較をしたものを毎年度、総務省で公表されておりました、各自治体でそれに基づいて経営の分析をするために色んな指標ができております。たくさんありますので、代表的なものを説明させていただきます。

5ページの(2)施設の効率性のところの一番上、「施設利用率」です。これは、施設がどの程度利用されているのかを示す指標でありまして、高いほど施設規模に応じて経営的には効率的な運転ができていくことになります。

公共では、平成25年度から平成27年度までは若干向上してきましたが、平成28年度からは悪化に転じております。類似団体や全国平均と比較しても、丹波市の場合、半分ないし8割ほどしか利用できていないので、施設の効率からみると悪い結果となっております。特環、農集についても、類似団体や全国平均と比較して下回っておりますので、この指標から見ますと丹波市内の施設の利用率は悪いといことが見えます。今後、人口減少や節水器具の普及などによる使用水量の減少により、施設利用率はさらに悪化するということで経営としてかなり厳しい状況です。

その他、6ページ(3)経営の効率性ということで、1㎡あたりの使用料単価や汚水処理原価、汚水処理に係る経費とかそういったものを含めて記載しておりますが、類似団体と比較しながら丹波市はどうかを見ていただけたらと思います。今回は省略させていただきます。

8ページ(4)財政状態の健全性ということで、経常収支比率が何%であるか、100%で収入が支出を上回っておりますので、収支均衡以上になるのですが、丹波市の場合は平成29年度、公共、農集が100%を下回っておる状況でございます。

それから一番下の処理区域内人口1人あたりの地方債現在高ということで、先ほど、270億円ほどの企業債の残高があると申しましたが、それを処理区域内の人口で割りますと、丹波市の場合、1人あたり、公共で45万8千円、特環で43万1千円、農集で66万3千円となりまして、特環以外では、類似団体、全国平均と比較してかなり多くの借金をしている状況です。このことは区域が広く、処理場が多いということもありまして、地形的な要因もだいぶ関係しております。

その他の指標につきましては後刻ご覧ください。

それでは9ページに移ります。

3. 水量等の推移について説明します。実際に使われている水量等を5カ年平均でどのようになっているかを載せております。

まず、3-1 有収水量、有収率の推移についてということで、これも事業ごとに比較をしております。

まず、有収水量ですが、これは下水道使用料の算定の基礎となった使用者の皆さんにご請求をさせていただいた使われた水量の結果でございます。それが平成29年度の丹波市全体で、574万7千354 m³使われております。それから表の上、汚水処理水量ですが、これは、処理場で処理をした水量です。それが683万3千640 m³になります。処理をした水がそのまま料金として得られたら一番良いのですが、各家庭等から流れてこない、地下水等の流入もでございます。有収水量を汚水処理水量で割りますと有収率がでます。それが、平成29年度で見ますと84.1%ということになります。

これは前年度比で1.44ポイント上昇し好転しております。これを見ていただきますと、平成25年度が82.28%で、平成26年度一度落ちましてそこから徐々に上がってきております。

この有収率をあげるということが、処理場の運転効率もあがりますので、有収率をあげたいのですが、どうしても地下にある管に不明水が入ることもあり、また老朽化でつなぎ目から水が入ったりしており、現在、不明水の調査をし改善に向けて計画的に行っております。不明水を無くす、施設の運転効率を上げていくといったところで有収率を用いて管理をしています。丹波市は少しずつ好転している状況です。

続きまして10ページをご覧ください。

3-2 下水道接続の推移についてです。

平成29年度末の下水道接続件数は20,067件でした。平成25年度を見ますと19,367件ですので、700件ほど増えている状況です。件数が増加するという事は、下水道事業にとっては基本料金が增加するため、経営的には良い傾向と言えます。

その下、3-3 下水道接続人口の推移についてです。

平成29年度末の下水道接続人口は53,416人で、前年度比マイナス448人、率でマイナス0.8%となっております。先ほどの件数は増加していますが、人口は減っているというのが丹波市の現状です。

その結果である使用料収入について11ページをご覧ください。

平成29年度の使用料収入は、税込みで12億3,793万1千円となっております。前年度比約599万円、率で0.5%の増加となっております。先ほどの3-2、3-3の件数と人口とどう繋がるかといいますと、件数が増加し、基本料金が増加しております。人口減少により使用水量が減少しますが、基本料金の増加が上回ったことで、収入が増加したと推測しています。収入については年々増加しております。このまま増加だとよいので

すが、どこかで接続件数もピークが来ますし、人口は確実に減っておりますので、どこかで下がってくる状況であります。事務局としては、平成 29 年度あたりが頂点かなと考えておりまして、今後推移を注視していきたいと思っております。

次に 12 ページをご覧ください。

4. 料金体系についてです。ここでは、下水道使用料がどのように決まるのかを説明します。

下水道使用料は、電気やガス、水道料金といった公共料金と言われるものと同様に、料金の対象経費、それを総括原価と言いますが、これを基本料金と従量料金に分けて回収する総括原価方式となっております。

基本料金と従量料金を決める前に、総括原価 100%を「需要家費」と「固定費」と「変動費」に分けます。この需要家費というのは、使用量の増減に関係なく一律にかかるものです。例えば、料金の徴収業務といったものになります。固定費については、基本使用料、従量使用料の一部となっておりますが、動力費の基本料金部分や人件費の基本給部分といった、こちらも使用量の増減に関係なくかかる経費です。あと、元金償還金や利子償還金といった借金の返済に係る経費も固定費になります。変動費については、使用量が増えますと汚泥の処分が増えますので、そういった汚泥処分の委託料ですとか、動力を多く使いますので動力費とか、使用する薬品が増えますので薬品費といった変動する経費を変動費としまして、この需要家費と固定費の一部を基本使用料でもらうことになります。固定費の一部と変動費を足したものを従量使用料でもらう形になっていきます。詳細は 4-1、4-2、4-3 で記載しておりますのでご確認ください。

基本的な料金の算定の仕方はこういった方法になりますが、13 ページにこの決め方だけではなく、別の考え方もございます。

4-4 基本水量制について、丹波市では 10 m³までは基本水量として定めております。基本使用料を採用する場合、これに基本水量(丹波市では 10 m³)を設け、その範囲で原価を下回る水準の定額制をとるものであります。日常生活の上で最低限必要なもの、その水準を保障しますという意味合いで水量が決められております。昔の算定基準で 1 人 1 月最低 10 m³使用するとされており、その 10 m³を採用する自治体が多かったことから、丹波市も合併後統一した際に 10 m³を採用しております。しかし、この基本水量は、現在は 1 人 10 m³でいいのかが問われてきておりまして、節水機器の普及によりトイレなどでは 3 分の 1 くらいの水量で流せたりできますので、10 m³以下の家庭にとって不公平感を抱かせるといったことから、基本水量制を採らない自治体もでてきております。県内でも出てきております。これもどうするかといった議論を今後していきたいと思っております。

次に 4-5 累進使用料制ですが、これは、使った水の量が多くなるのに応じて段階的に単位当たりの使用料単価が高くなる料金体系です。丹波市では 11 m³から 60 m³までが 120 円、61 m³以上が 180 円となっており、税抜の金額です。このように、使うほど料金

が高くなるのを累進使用料制と言います。丹波市以外の県内全ての自治体で設定されており、その中で丹波市が一番少ない設定数となっています。他の市町村では最高で10段階のところもございます。前回の審議資料に記載しております。ただ、この累進使用料制度についても、大口使用者が高くすればするほど節水をし、使用水量が減ってしまうといった自治体もございまして、重々に検討する必要があると思います。

それから4-6 現行の下水道使用料の算定結果についてですが、これは合併後に料金統一した平成19年度から当審議会に諮られて決定された元になった総括原価の賦課結果であります。一番左の四角囲み総括原価が、千円単位、消費税5%で、11億1,514万3千円と対象経費とされておりまして、それを需要家費4,483万3千円、固定費7億6,259万5千円を2億8,082万1千円と4億8,177万4千円とに分割し、変動費3億771万5千円に分けております。その横に割合を載せております。需要家費が4%、固定費が、25.2%と43.2%、変動費が27.6%となっております。需要家費4%と固定費の一部25.2%分の合計3億2,565万4千円を基本使用料としてもらいます。固定費の一部43.2%分と変動費の合計7億8,948万9千円を従量使用料としてもらいます。概ねこの割合が、基本使用料で3割、従量使用料で7割いただきますといった結果になっております。

基本使用料の対象経費3億2,565万4千円を年間接続見込件数210,000件で割りまして1,551円になり、それを補正しまして、1,500円に消費税5%をかけ1,575円として算定されております。従量使用料の対象経費7億8,948万9千円を年間有収水量見込の5,721,000 m^3 で割りまして1 m^3 平均が138円となります。それを当時の累進使用料制として試算された結果11 m^3 から60 m^3 が125円、61 m^3 以上が189円と2段階の水量段階別に分けて算定されております。現在消費税8%となっておりますので、税率が違うのですが、このように料金改定が決められております。

次、14ページをご覧ください。

内容が変わりまして、5生活保護減免制度についてということで、使用料の免除について丹波市下水道条例施行規則にあります。丹波市においては平成16年合併時に減免制度の統一をしております。

合併前においても生活保護の生活扶助を受けておられる方に対して、町によって減免額に差はあったもののどの町も減免はしておりましたことから、合併時の協定時に基本料金については全額を免除することとなり現在まで至っております。そのことが丹波市下水道条例施行規則第38条第1項第1号の生活保護法第11条第1項第1号の生活扶助を受けているときということで、減免の規程があります。基本料金の免除については別表があります。

丹波市の場合、減免をしている方は何件あるかと言いますと、平成30年3月31日時点で、52件です。基本料金が2,916円ですので、年間にかけてまして減免している額は1,819,584円となり200万円弱減免をしている状況です。

なぜここに生活保護減免をあげてきたかといいますと、5-2として生活保護法に係る減免制度の県内状況について次にあげております。

県内29市を対象に平成29年8月現在で加古川市が調べておられる生活保護に係る減免制度があるかという調査におきまして、丹波市を含めまして制度がある市が8市のみとなりました。過去に有していたが廃止した市が5市あります。現在、宝塚市もこの3月に審議会の答申を受け廃止する方向で決定しております。

生活保護につきましては、窓口である社会福祉課から二重給付になっているのではないかという意見がございまして、生活保護費の中に下水道使用料が算定されていると示したものがなかったのですが、最近、厚生労働省の通知の中にも書かれておりまして、どんどん廃止されている状況です。丹波市におきましても廃止に向けて審議していただきたいと思っております。今回は現状のみの報告とさせていただきます。また、厚生労働省の考え方等の説明をさせていただいて、審議していただきたいと思っております。

最後15ページ、課題のまとめということで、一つ目、経営の課題として、人口が減少し、有収水量が減少すること。それから、今回の資料にはないのですが、下水道の施設は機械や電気装置等で耐用年数がだいたい20年、管路や構造物等でだいたい50年の耐用年数がありまして、今現在、丹波市内で一番古い昭和40年の氷上中央をはじめとして一番新しいところでも20年は経過しておりまして老朽化が確実にきます。機械装置や電気設備は改築更新が始まったばかりで今後ますます増えてきます。今後人口が減少する中で施設の改築更新に対する財源確保が課題です。

それから、先ほど3-3資料で付けましたが、使用料以上に財源となっております一般会計繰入金基準内繰入だけでも減ってきております。一般会計も苦しいのは分かるのですが、確保していききたいのが現状です。一般会計繰入金が減ると料金を上げないといけないということもございまして、このあたりが経営の課題です。

使用料に係る課題としましては、料金体系をどうするのか。基本料金は今現在、固定費の1,500円と従量分の1^mから10^mの120円を合わせて2,700円に消費税で2,916円となり県内で一番高い状況で、その料金をどうしていくのが課題です。そのためにはこの基本水量をどうするか、今現在10^m設けておりますが、この10^mをどうしていくかが課題です。それから累進制度について、先ほども申しましたが今現在、2段階しかありません。県内で一番少ない設定数でございまして、大口使用者ほど他市の使用者と比べて安くなっているような状況です。この設定の頻度をどうしていくか、2段階を3段階にするのか4段階にするのか、そのあたりが課題です。

この料金改定をした場合、小口使用者の料金を下げて、もう少し他市のように大口使用者の方に負担してもらおうと持っていきたいのですが、そうした場合、大口使用者、福祉施設などへの激変緩和措置が必要か、それには福祉施策として下水道側がみるのではなく、一般会計側がみるべきと思ひまして、財政部局とも調整していかねばなら

ないところです。

資料は以上ですが、あとで回収させていただきたいのですが、別で配布しております資料、下水道使用量トップ 100 をご覧ください。だいたい病院、給食センターが多く使用しております。ここに上がってきている中で福祉施設という表記をしておりますが、福祉施設にもいろんな種類があり、障害者施設や高齢者施設、介護施設もありますので、どの施設まで考慮したらよいのか、こういった施設がある中でいきなり上げるというのが難しいといったところが課題です。

これで審議資料の説明を終わります。

(会長)ありがとうございます。大変たくさんの内容で本日は事務局からの現状説明で時間が過ぎてしまいましたが、ここまでの説明でご質問等ございませんか。

(委員)トイレなどに井戸水を使用し下水に流しているところが多分にあると思いますが、その状況はどうなっていますか。

(事務局)この委員さんの中にも審議に加わっていただいた方もおられますが、井戸水使用についてこれまでは、水道水と井戸水を併用している世帯は水道水の使用量と人数制の多い方で算定する方法でした。それでは水道水の使用量の方が多い場合、井戸水の使用量が料金に算定されていないので不公平という意見がございまして、前回の料金改定時で、水道水に井戸水の人数による使用水量の4分の1を加算する方法に変えました。その時に把握していた件数で全戸、把握はしておりましたが、その時に井戸水を廃止するかしないかの案内を送付させていただいておまして、その後新たに井戸水を使用する場合や廃止された場合もありますしその時に確認はしておりましたが、全て把握できていない分があるかもしれません。ここ最近で言いますと、料金の値上げもありましたし、水質の悪化や湧水で水が出ないという状況もあり廃止する方が多いです。件数はここ3年ほどで減りました。

新規で接続の場合は水道水のみなのか、併用なのか、井戸水のみなのかを確実に知らせていただいて現場で確認するようにはしておりますので新規は漏れがないようにしております。過去にはもしかしたら申告漏れがあるかもしれませんが、調べるには限界がありますが、方法は検討します。

(委員)分かりました。

(会長)よろしいか。それでは他には。

(委員)使用量が多いほど割安になっていますね。それはだいたい事業所が多い。事業所は水を使って利益を上げているものです。利益を上げているのに割安にする必要はないと思います。

(事務局)今回どこまで上げられるかというのもありますし、いきなり倍にするというのも問題がありますので、次回以降、シミュレーションをしまして、どこまで上げられるか、他市町と比べて目に見える形で提示していきたいと思います。気持ちは上げていきたいと思っております。

(委員)段階的にあげていけばよいと思います。

(委員)前回の資料も見ました。もともとの目標といえますか、どのくらいの市にしたいのかお聞きしたい。

(事務局)前回の資料に使用水量ごとのランクを整理しておりまして、できるだけ1つでも下に落としていけるように色々な条件のもと提示していきます。ただ、いきなりランクを下げるとなると、大口使用者にかなりの増額になり負担がかかります。1,000 m³を超える使用者は丹波市では20社しかありません。どこの使用量で値上げをするかが課題で、500 m³でも40社しかありません。特定の使用者に負担がいくってしまうという状態になりますので、バランスをみながら色々な条件のもと試算を複数提示したいと思います。

(委員)ありがとうございました。

(会長)他にありませんか。

(委員)水道会計と下水道会計は別ですね。

(事務局)はい。

(委員)上下水道全体のトータルの会計はないですね。

(事務局)法律でできないことになっております。組織は一つというのはありますが。それを今後、統一に向け協議をしている最中です。

(委員)貸借対照表がここにはないのですが、それはできていますよね。それを見たいです。

(事務局)できています。お渡しします。

(委員)後でもよいです。問題なのは固定資産が 500 億、下水道管の耐用年数等もありそれをどうするかが一番重要だと思います。未来都市創造の審議会にも出席しておりまして、丹波市の未来を考える審議会なのですけど。貸借対照表により 10 年、20 年後どう変化するかが推定できるんですよ。ものすごく巨額な金の要る改修をこの会計に入れてもらえるのか、そのあたりがどうかと思います。丹波市の未来を考えるときでもこの問題が必ず出てくるんです。これを避けて明るい未来ばかり話しても財政プランの裏付けがないような業務になってしまうと思うので、未来都市創造会議に下水道課から言ってほしいと思います。

(事務局)公共施設の統合や廃止を含めた資産の縮小ですね。下水道課としても資産を改修できるのかといったところはなかなか難しいところであって、減価償却費も将来の再投資に充てるため内部留保をしておりますが、4 条予算の収支の方で約 7 億円の資金不足がございますので、結局、減価償却の分も資金運用に充てないといけないので、きちり積み立てていくお金が積み立てられていない状態です。将来的には改修というのは難しい状況であります。そういったところで、今現在、下水道課では 3 か所統廃合を進めており、資産を減らしていこうと事業を進めております。

併せて氷上、山南ですと加古川流域ですので、加古川の流域に兵庫県の流域下水道というのがありましてこういったところに共同処理ができないかといった協議会が昨年立ち上がりまして、兵庫県で統廃合ができないかといった議論を進めているところです。

(会長)ありがとうございました。

(委員)料金改定を進めるうえで、大口使用者を検討していくと思いますが、費用の面だけでなく慎重に企業の種別も考慮して段階を定めてほしいと思います。もう一件、99% 完了ということで進めきましたが、今でも未接続の世帯はまだあるんですか。

(事務局)今現在の接続率が、前回の資料では水洗化率で載せておりまして、97.5%で、2.5%、1,000 件くらいは接続していない計算になります。平成 25 年から未接続調査をしておりまして、一度には行けないのですが、少しずつで行っておりここ数年で接続している状況です。ただし、法令では 3 年以内につなぎなさいとなっておりますが、高齢者の一人世帯ですとか、跡取りがない家は、補助する制度もありませんし、強く言えないところもあります。そういったところは、ほったらかしにはせず、たれ流しの家には施設管理係で指導に回って行っていますが、使用者の努力だけではなかなかつな

いでもらえないところが残っているのが現状です。

(委員)大変と思いますね、ずっと浄化槽の点検に来るし。できるだけないようにお願いしたいと思います。

(会長)はい、皆さん、他にありませんか。

すみません。審議は尽くされていませんが、時間の制約もあり、下水道使用料のあり方の第2回目としまして、下水道事業の経営や使用の現状とその課題、料金算定の基本的な仕方や現行料金の単価設定、また生活保護減免の説明を受けて各委員が認識し、次回から料金改定に向けた具体的な審議を深めるということでご了承いただきたいと思えます。それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

7. その他

(会長)次に7.その他に移ります。

これにつきまして事務局からの説明を求めます。

(事務局)その他は特段ございませんが、今現在、処理施設の統廃合を進めております。

生活排水処理計画や都市計画法と下水道法による事業計画の変更認可が昨日、県から下りまして今年度については3処理区について実施設計を行い、来年度に工事の初年度になります。また、詳細等は決まりましたらお伝えさせていただきます。

また、前回、デザインマンホールの公募をしたものを選んでいただきましたが、今後発注して、できたものをマンホールカードにしたいと思っております。詳細が決まりましたらお伝えします。以上です。

(会長)はい。ありがとうございます。その他、何かご意見がございませんか。

8. 閉会

(会長)それでは、閉会をさせていただきます。副会長から閉会のあいさつをお願いします。

(副会長)本日は大変ご苦勞様でした。

下水道使用料における課題をお伺いし、基本的なご理解をいただいたと思えます。今年度あと数回開催予定ということで非常に厳しい日程でございますが、活発なご意見等をよろしくお願ひしたいと思えます。次回までに必要な資料、その他議論の場に出して

いただきたいものがございましたら、事務局にお伝えいただければと思います。できる限り丁寧に対応いただけるようにしたいと思います。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。皆様大変ご苦勞様でした。

終了時間 午後 3 時 40 分